

## よくある質問と回答(Q&A)

< 補助の条件について >

(Q) 国もしくは東京都の補助との併用は可能ですか？

(A) 可能です。

(Q) 会社の事業用として蓄電池を導入する場合、補助の対象になりますか？

(A) 補助の対象外です。当補助は、区民の住居用が対象です。

(Q) すでに蓄電池を購入・導入している場合は、補助の対象になりますか？

(A) 補助の対象外です。当補助の手続きの流れは、蓄電池の購入前に、申請書に必要な書類を添付したうえで申請いただき、区が内容を審査後、補助金の交付・不交付を決定します。

(Q) 定置型蓄電池と小型ポータブル蓄電池を同時に申請する場合、補助の対象になりますか？

(A) 補助は対象機器のうち、いずれか一方1台、1回のみです。なお、本補助の交付を受けた場合は、次年度以降も補助の対象にはなりません。

(Q) リースによる蓄電池の導入は、補助の対象になりますか？

(A) 補助の対象外です。蓄電池を購入することが補助の条件となります。

(Q) ローン契約やクレジット契約による購入は、補助の対象になりますか？

(A) 補助の対象になります。ただし、領収書により、申請者が対象機器を購入したことを確認できることが条件となります。

(Q) 二世帯住宅の場合、世帯ごとにそれぞれ蓄電池を導入する場合、2台とも補助の対象になりますか？

(A) 補助の対象機器は、1住戸あたり1台です。二世帯住宅の場合も、補助の対象は1台です。

(Q) インターネットの通販サイトで購入する機器は、補助の対象になりますか？

(A) 補助対象機器としての条件を満たす場合は、補助の対象になります。

< 申請方法、提出書類について >

(Q) 本人でなくても申請は可能ですか？例えば、工事事業者による代理申請は可能ですか？

(A) 申請は申請者本人が行ってください。

(Q) 交付申請時に必要な書類のうち、「対象機器の規格・価格等がわかる…」とありますが、等には何が含まれますか？

(A) 導入・購入予定の蓄電池が、太陽光パネルからの充電が可能なが記載されていることを指します。

**(Q) 交付申請時に必要な書類のうち、「カタログ等」とありますが、等には何が含まれますか？**

(A) インターネット上の対象機器の規格・価格等が掲載されているページを想定しています。カタログがない場合はそのページを印刷し、ご提出ください。

**(Q) 住所を確認できるものとは、何を提出すればよいでしょうか？**

(A) 運転免許証、住民票の写し等、申請者の氏名及び住所が確認できるものをご用意ください。

**(Q) 特別区民税・都民税納税証明書は、どこで交付していますか？**

(A) 区役所納税課、各総合支所くみん窓口、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、二子玉川出張所、烏山出張所で交付しています。詳細は以下リンク先をご覧ください。納税課収納・税証明係(03-5432-2197)までお問い合わせください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/003/001/004/d00005401.html>

**(Q) 特別区民税・都民税納税証明書を用意できない(令和2年1月1日時点で他市区町村に居住していた)場合、どのようにしたらよいですか？**

(A) 令和2年1月1日時点でお住まいだった市区町村の納税証明書を提出ください。

**(Q) 領収書の名義は申請者の家族名義でも可能でしょうか？**

(A) 領収書の名義は、申請者本人に限ります。

**(Q) 申込み用紙がほしいのですがパソコンがないので印刷できません。**

(A) 当課に用紙がございます。詳しくは当課までお問合せください。

<問合せ先>

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区環境政策部エネルギー施策推進課

(区役所第1庁舎5階53番窓口)

電話：03-5432-2273 FAX：03-5432-3062